

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	農村振興局農村政策部農村計画課	連絡先	(直通) 03-3502-5999
所管する業務の概要	① 農山漁村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（中山間地域振興課及び都市農村交流課の所掌に属するものを除く。） ② 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。 ③ 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画（中山間地域等の総合的な振興計画を除く。）の作成についての指導及び助成に関すること（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。） ④ 土地その他の資源の農業上の利用の確保に関すること（整備部の所掌に属するものを除く。） ⑤ 農地の転用に関すること。		

1. 基本的な心構え・行動	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<p>・政策の説明会、意見交換会等の際に、「接遇マニュアル」を踏まえ、相手に対して失礼のないよう丁寧な受け答えを行うことを通じて、職員一人ひとりの責任と自覚の向上に心がけていることもあり、現在までのところ相手方から苦情を受ける事態は生じていない。</p>	<p>・「接遇マニュアル」については、活用不足、実践不足な面がみられるため、マニュアルに基づいた電話対応等接遇の向上を心がける。</p>
<p>・「ビジョン・ステートメント」を日常の業務の中で常に意識するようにし、食料の生産基盤である農地の確保に向けた適正な諸施策の運用と、国民の視点に立って明確な説明ができるよう都道府県や市町村等にも指導・助言を行っている。</p>	<p>・「ビジョン・ステートメント」については、課員の中で認識度に差があるため、各自、机上又はパソコン上などに貼り付けて、常に確認できるように努める。</p>
<p>・政策外交員として課員一人ひとりが省全体の政策・事業を説明できるようにするため、新聞報道、農林水産省内部公開システムの「政策外交員のページ」や大臣・事務次官会見概要を随時確認し、最新情報を入手するよう努めている。</p>	<p>・政策外交員については、農村振興局内の政策から順次各局の関係部分の政策内容の把握に努め、業務に係る説明会のほか、実家や地元の方との会話等においてもわかりやすく説明できるように努める。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が定める農業振興地域整備計画の変更に際しては、食料安定供給のための農業生産の基盤である優良農地の確保の観点から、消費者である住民の意見を聴く仕組みを設けて、その意見を反映することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種チェック作業においても、これまで、日々の業務遂行に当たって「農業振興＝国民利益」との思いが強く、特に、消費者の利益を意識してはいなかったことから、今後は、消費者（納税者）の利益、不利益を被る者に対する配慮等を念頭に置きながら行うよう努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消は、食料供給力の確保、国土保全等多面的機能の発揮の観点から推進する必要があると認識しており、農業の振興と地域（農村）振興を両面から見据えた対応を図るため、農業者、行政、農業団体、地域住民などが地域ぐるみで取り組むことが重要であることを説明し理解が得られるよう心がけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の不法投棄、景観の悪化等耕作放棄地が地域住民の生活環境面に及ぼす悪影響のほか、地産地消の推進が耕作放棄地の解消につながるといった点について、解消事例の紹介など広報活動を通じて消費者でもある地域住民の理解を得るよう努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域制度に関する相談・苦情等の処理窓口、農地転用相談窓口等を設けて、国民等からの相談に幅広く応じている。 また、農業者等からの問合せは、往々にして他部局に関連する事項が多いため、事実関係をきっちり聴き取り、必要に応じて他部局に照会し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、連絡メモを作成し職員の連携強化に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全省的な課題として、国民からの意見、要請、苦情その他情報提供について、多様な視点から行われることが多いため、一元的に受け付ける専門の窓口を設置することが必要ではないか（特定の担当課が対応すべき案件であれば、当該課につなげばよく、複数の部局にまたがる抽象的な要望・苦情の類であれば、窓口で丁重に対応するのが適当ではないか）と考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興メールマガジンの発行に当たり、読みやすいレイアウト、分かりやすい記載を行うため、本年 8 月に作成要領を策定し、現在これに基づきメルマガを作成している。 	

<h2>2. 政策・事業等の企画立案・推進</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている取組や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検によって得られた課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・農地制度については、地方農政局等の担当者を集めた担当者会議や新制度の説明会の際に都道府県や市町村の意見を聴取し、新制度の運用方針等（通知等）に反映させている。また、制度周知のための説明会の後は、説明者が後日メモを作成し、省内関係者や地方組織と情報を共有できるようにして 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策のホームページ利用者からの質問・意見等が少ないため、より多くの意見が頂けるよう今後ホームページの改善を検討する。

<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画制度については、国土交通省と定期的に意見交換等を開催し、政策の検討を行っているほか、様々な部局の研修会に相互に講師を派遣するなど連携体制を確立している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策については、厚労省及び省内各課の連携体制が形骸化しないよう、関係各課とも相談しつつ、引き続き体制の維持が図られるよう努力する。
<ul style="list-style-type: none"> ・公表資料の作成に当たっては、写真、図、グラフ等を用いる、文字を大きくする、イラストを用いる、日常業務で使っている専門用語は、一般の人には分からないことを十分認識し、一般的な言葉で説明する（電話等による口頭説明、パンフレット等による説明共通）等、相手方が理解しやすい内容にするよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H19年より、個人情報保護の関係から、農水省内で発行する各メールマガジンに対し国民個人の返信ができなくなった。このため、発行したメールマガジンに対し、新たに国民からの意見や評価を得るための仕組みの検討が必要である。

<h3>3. リスク管理</h3>	
<p>・現在行っている取組や工夫</p>	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各種作業依頼の作業を行うに当たって、事後に手戻りが生じないようにするため、必要に応じ、事前に作業方針を上司と打ち合わせておくようにしている。また、担当者不在等で作業依頼が滞ることのないよう、メールでの依頼に合わせ電話での再確認を励行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画については、都道府県等においても制度の適正な運用の観点からリスクの発生を抑止することができるよう、市町村及び都道府県並びに国の担当者の意識を高めるよう努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整については、地方農政局等に定期的な案件調書の作成を求め、本省・地方農政局等間の情報共有化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案件調書の作成が目的ではなく、進行管理に対する意識の向上が目的であることについて、地方農政局等の担当者の理解を深める必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・BSE問題から得られた教訓等を基に、以下のとおり、「ハウレンソウ（報告・連絡・相談）」の徹底を図っている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 悪い情報については、速やかに上司に報告し、判断を仰ぐとともに、詳しい情報収集に努めている。 ② 至急の連絡については、メールのみで行うのではなく、あらかじめ、電話で連絡した上で、メールを発出するなど、 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興整備計画については、現在、事案の処理に関わった関係班の担当者及びに関係する地方農政局等の範囲内での情報共有にとどまっている状況であることから、全国の制度運用担当及び関係者に、事例等を示すなどして更なる情報の共有化に努める。

<p>確実な伝達を図っている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用等については、外部からの問合せが多いことから、間違った回答、意味不明な回答をしないよう職員相互で相談しながら対応するとともに、質問に対する回答は記録に残すこととし、職員間で情報を共有化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可事務の実態調査の実施に当たっては、転用許可事務の中でもミスが発生しやすい事項はないかという観点からの分析を行い、そのような事項については、手続を見直す等の対応をする必要がある。

<p>4. 食の安全に関する取組</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている取組や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検によって得られた課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・農地に産業廃棄物が不法投棄された場合には、有害物質によって生産物が汚染されるおそれがあるため、耕作に供するための措置について試験研究機関に協力要請することとしている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地対策の推進に当たっては、耕作放棄地に発生した各種病害虫の存在は、結果的に農薬の使用量を増大させるため、耕作放棄地解消は「食の安全」にもつながることや、耕作放棄地対策では食の安全に資する土作りも実施可能であること等を説明している。 	

<p>5. その他の重要な取組</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている取組や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検によって得られた課題とその改善策